

たね通信



小さなたねの物語が描かれたスタンドグラス (ガラスアート TAKAMI 製作・寄贈)

たねナースのつぶやき

「たねふえす」へのご協力ありがとうございました。
バザー提供品やうどん&かわご飯等のご好評を頂きまして、合計金額2万491円の売り上げがありました。この売り上げは、駐車スペースのカーポート設置(9月工事予定)にかかる費用として、使わせて頂きます。目標金額30万円に到達するには、まだまだですが、今後もバザー等を開催していきたいと考えていますので、ご協力の程よろしく願います。



一度きりの「時」を逃さないために

先日、「西日本新聞」で、数日間にわたって

「医療型短期入所」について特集されていました。福岡県は、病院で16力所、診療所で2力所(小さなたねはこの一つ)が指定事業所と登録されていますが、利用がなかなか進んでいないようです。

その理由に、医療を提供する側にとって、入院よりも低報酬であるのに加え、短時間で利用する人たちの症状や普段の介護状況を把握するのは困難なため、事業者として積極的に取り組めないという事です。ある医療従事者は、「短期入所は本来、福祉サービス。医療保険を使う入院扱いにし、医療と福祉を混同するのには無理がある」と言い、短期入所を入院に切り替えて行く、いわゆる「レスパイト入院」に対しても批判的な見方をしています。一方、利用者家族にとっては、「安心して託せる関係性」のあるなしが利用を左右するとあります。双方の言い分があり、互いの妥協点を見出していくことでしか、先へは進まないこ

とでしょう。

しかし、もっと大切なことは、医療や医療機器の発達と共に助かる生命は増え続けているという現実があり、その助けられた生命にとって、そこからライフステージが始まり、必要な関わりがあるということです。それを「医療だ」「福祉だ」と紋切り型にして、制度がどうのこうのと考えていては、彼(女)たちの一度きりの「時」を逃してしまいます。「一時預かり」が重要なのではなく、本人たちが重い障がいを持ちながら生き続けていく中で、医療や介護だけの人生でなく、人生の彩りをいかに楽しむことができるのか、そこへ必要なものを創り出していく、その視点が重要だと思えます。



子どもたちと寄せ植え体験

所長 水野 英尚



医療法人にのさかクリニック
地域生活ケアセンター 小さなたね

〒814-0172 福岡市早良区梅林6-23-3
電話 092-874-3051 FAX 092-874-3052

E-mail: chisanatane@tune.ocn.jp

ブログ: <http://chisanatanetane.blog.ocn.ne.jp/blog/>

後記

ドレッシングの瓶のフタを開けた後で思いっきり振って一面ビトビト。急須にフタをした後で熱湯を注いで、あやうく火傷。なぜか野菜室に豆腐。ドアを開ける前に部屋に入ろうとして頭を強打。…経験上、これが続くときは私の心身負荷がオーバーのサイン。こんなときはやたら怒りっぽくなる。先日もテレビの「東京ドーム23個分の広さです」の声に、「東京ドームなんて知らんよ。しかも数が中途半端!」と罵っていた。いけませんいけません、^{のし}蜂楽饅頭でも食べに行きましょう。(E)

福祉を考える

福祉やケア（介護）にまつわる状況は、その時代と共に大きく変化しています。かつては、高齢者や障がいのある人たちの介護に関することは、「育児」同様に家庭内の女性がする仕事と位置付けられてきました。現在も、その構造は本質的にあまり変わっていないのではないかと思っています。2000年に導入された介護保険制度や、その後の障害者自立支援法（2006年）など、福祉労働として介護サービスがスタートすることにより、家族による無償の労働から、専門職員から一般的なパート・アルバイト的な仕事となって、「ケアの社会化」が始まっています。

その取り組みから十数年経った現在、制度や仕組みは以前に比べて整いつつあるように見えます。しかし、本当に必要な支援が届けられず、この国の「福祉」に先行きの不安ばかりが募っていくのは、どうしてなのでしょうか。

前横浜市副市長だった前田正子氏は、「人は一人では生きられない。この社会の中でどのよ

うにしながら、互いに助けあい、思いやり、少しでも良い社会にしていけるのか。行政の役割と市民の役割とはどうあるべきか、どうすれば互いの弱みを補完し、強みを生かすことができるのか。社会的サービスを提供する大きな仕組みを作るのが得意な行政と、柔軟に個々のニーズに応えることのできる市民が協働すれば、社会的ケアの新しいセーフティネットを創造できるかもしれない」（『福祉がいまできること』岩波書店）

と、行政と市民との互いの強みを生かした発想と取り組みが、今後の日本の福祉を左右すると語っています。

また、「行政や政治が悪いと責めるだけで、社会は良くなるだろうか。市民の一人一人がこの社会を作っているのだ。暮らしやすい社会作りのために自分たちが何ができるか、を考える時期でもあると思う」（同著）と、私たちが市民として「当事者意識」を持つことの大切さも語られています。



本の紹介

『福祉がいまできること 横浜市副市長の経験から』



前田 正子 著
（岩波書店、本体2000円＋税）

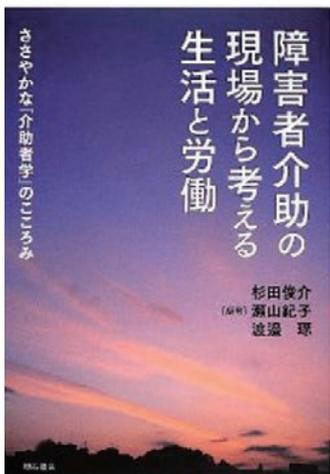
横浜市副市長という、行政の中核部での経験をもとに、国や市町村の財政の分配の課題や、有限な資源を効果的に効率的に用いるには、どうするべきなのか。より良い暮らしをつくるために、市民が行政とどのようにタッグを組むべきか、適切な視座を示してくれます。

『障害者介助の現場から考える生活と労働』

ささやかな「介助者学」のころみ

杉田俊介・瀬山紀子・渡邊琢 編著
（明石書店、本体2500円＋税）

障がいのある当事者関係の書物が多い中、介助する側の生活や働きに焦点を当てた書は少ない。本書は「介助者学」のパイオニア的な書物です。



書けと言われて
書いています。

たねのスタコラ
スタッフ



七夕の夜

「ひこ星が帰って来るんですね！」
と誰かが言った。
私「……（絶句）」

奇しくも7月7日七夕の日、9年ぶりに、寝たきりの主人の2度目の在宅介護を始めた。

脳性麻痺の次女が生まれてから、必死に療育に明け暮れる中、娘が小2の時、主人が事故で同じように寝たきりになり、2人の在宅介護を経験し辛い時期もあった。しかし、娘が亡くなって5年近くが経ち、たね利用者のご家族の皆さんの頑張る姿に、我が身を省みて、再び主人と向き合うことに決めた。

「わくわくしてきますね！」との所長の温かい言葉に励まされ（所長は「困難事例ほど燃えるタイプ、とスタッフ内で囁かれている）、二ノ坂院長始め、クリニックの頼もしいソーシャルワーカーさん達にリードして頂いて、なんとか「ひこ星、は、懐かしい我が家に帰ってきた。

その夜、表情が乏しい主人が数年ぶりに、ニヤリと笑った。私も少し力が抜けた。

とりあえず、私が決めた主人の在宅介護のコンセプトは、「まあ、今までの入院生活よりはいいか」
そのコンセプト通り、翌日から早速ショートステイに行ってもらった。沢山の在宅サービスの方々を支えて頂きながら、「頑張り過ぎない介護」を頑張ろうと思っている。

羽原美佐代（看護師）

つまり、私たちの暮らしは、自らの利益のみを追求する考えを離れ、この社会の中で、制度の狭間で困窮し孤立している人、普通の生活をしていくために支援の必要な人たちに対して、自分に何ができるのかを考えることが必要だということです。そういった市民の意識改革が起されていくことで、暮らしやすい社会はつくられていくのだと思います。

超高齢化の課題、年々増え続ける生活保護受給者、福祉の課題は、もはやマイノリティの課題ではなく、なっており、同時にそれは、何らかのケアを必要としている人たちでもあります。「何を優先し」、

「何をあきらめ」、「どこまで負担できるのか」、そういった、まっとうな議論を早急にしなければならぬのに、どこか焦点をぼかし、私利私欲の駆け引きばかりが先行して、曖昧なまま先送りしているように見えます。このまま大きなツケ、を次世代の子どもたちに回してばかりでは、将来への不安は募るばかりです。



家を出て、街へ出ることから見えてくること

私は、重い障がいをもち生きづらさを抱えながら、日々懸命に生きている人たちと、それをケアしている人たちの姿から、そこにある「機能の障がい」「活動の制限」「参加の制約」の全ては、個人の問題ではなく、多くの場合が、その置かれた環境や背景によって引き起こされる「社会的不利」に起因していることが多く、何らかの必要な支援があれば、制限や制約は乗り越えていくことができるのだと、確信をもって言えます。であるからこそ、小さなたねは地域社会に向けてオープンであるべきで、社会的不利を小さなものにしていくために、行動していかねばならないと思います。まず、身近なところ、目の前のことからです。

「ある社会がその構成員の人々のいくらかを閉め出すような場合、それは弱くもろい社会なのである」

（「国際障害者年行動計画」1990年）
私たちがとって、「こあわせ」とは、

「ゆたかさ」とは、考えながら、明日の未来への歩み出しに繋げて行きたいと思えます。

どうして今、 「集団的自衛権」なんだろう？

これまで、私たちの国は憲法9条の解釈変更を重ねて、「自衛隊」の軍事力を強化してきました。その「力」を「持っているのに使えない」と業を煮やしてきた政治家たちは、とつとつ「積極的平和主義」の名のもとで、「集団的自衛権」を閣議決定してしまいました。これまでの「自衛」のための軍事力（個別的自衛権）であった大義が、それだけでは

1. 「日本国憲法」第9条
日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

い理由（他国の争い）でも用いられようとしています。

アベノミクスや「強い日本」を示す国のリーダーの言動は、国が豊かになること＝経済力、国が力をつけること＝軍事力といった、あの戦前・戦中に用いられた大義「富国強兵」と一体何が違うのでしょうか。真の平和は、そのようなものではつくれないのだと、歴史が語り、今なお続く紛争はそれを物語っています。いみじくも9条が語る、「国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」ほか、平和の道は歩めないと思います。



オカリナコンサートに行ってきました

6月20日（金）、アクロス福岡円形ホールで開催された、弓場さつきオカリナコンサートに行ってきました。会場一杯にオカリナの音色が響くと、心地良さそうに笑顔が広がりました。



「たねふえす、
大盛況でした!!



6月21日（土）、天候が危ぶまれた「たねふえす」でしたが、曇り空の程よい気温の中で、多くの人たちで賑わいました。「寄せ植え体験」や「バルーン教室」、碧園さんの出店もあり、大人も子どもも楽しんだ様子です。